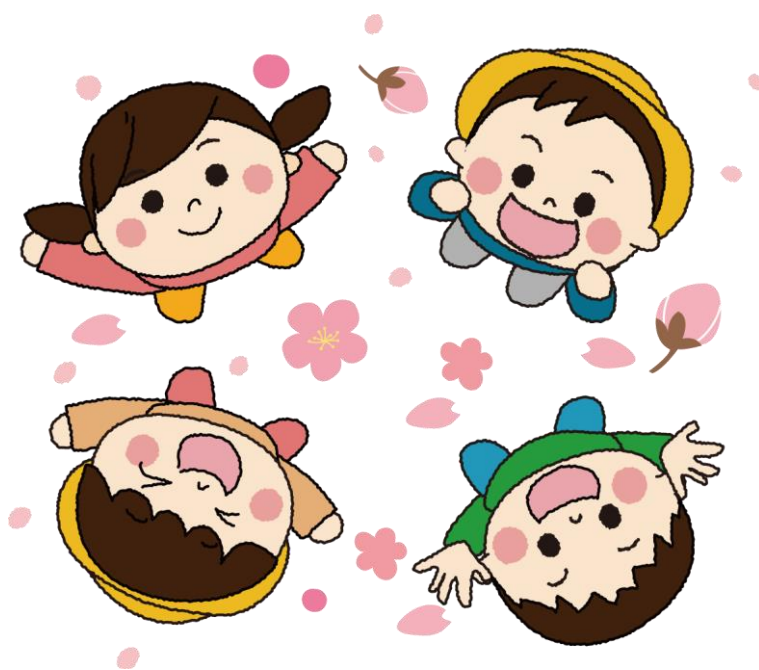


令和6年度
認定こども園のしおり



1年保存



～ 目 次 ～

概 要

1. 認定こども園の概要・連絡先 1
2. 認定こども園とは 2
3. 教育・保育課程 11

入園するにあたって

1. 生活習慣について 3
2. 服装について 4
3. 言葉について 11
4. 園児の送迎について 11
5. 給食について 5
6. 未満児の受入れについて 11
7. 子育て支援について 11
8. 園とご家庭との連絡について 6
9. 個人情報について 11
10. 健康、安全管理について 11
 - 登園する前に 7
 - くすりの依頼について 11
 - 登園届の必要な病気 8
 - 注意を要する感染症 9
 - その他 10
 - 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について . . . 11
11. 入園までに準備するもの 11
12. 園児服、カラー帽子（上履き、給食用スモック）の購入について . . . 16

利用時間・保育料など

1. 利用期間及び時間について 17
2. 保育料について 18
3. その他の保育サービスについて 20
4. 認定こども園の1日 22

各種提出書類

「くすりの連絡票」「登園届」 巻末

※コピーしてご使用ください。

※村ホームページからダウンロードできます。

概 要

1. 認定こども園の概要・連絡先

■ 認定こども園 松川北保育園

- 位 置 松川村 57 番地 1
- 定 員 190 名
- 主 な 施 設 3 歳以上児保育室 6 室、
3 歳未満児保育室 4 室、
一時保育室、遊戯室、
相談室、プール、園庭
給食室
- 受 入 年 齢 満 1 歳児～
- 特別保育事業 延長保育、預かり保育、
土曜保育、障がい児保育、
一時保育（未就園児）
- 子育て支援 子育て相談、園庭開放
- 特 徴 園庭南側に中央公園が隣接しており、木々の四季の移ろいが感じら
れる環境で子ども達は健やかに成長しています。



連絡先 TEL0261-62-3530 FAX0261-62-6625

■ 認定こども園 松川南保育園

- 位 置 松川村 5651 番地 11
- 定 員 150 名
- 主 な 施 設 3 歳以上児保育室 5 室、
3 歳未満児保育室 4 室、
遊戯室、相談室、プール、
園庭、給食室
- 受 入 年 齢 満 1 歳児～
- 特別保育事業 延長保育、預かり保育、
障がい児保育
- 子育て支援 子育て相談、園庭開放
- 特 徴 県産材を使った木のぬくもりが感じられる園舎と 4,400 m²の広大
な園庭で、のびのびと園生活を過ごしています。



連絡先 TEL・FAX0261-62-5578

2. 認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園、保育園、子育て支援の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無などで区別することなく就学前の子どもに適切な幼児教育・保育を提供する施設です。

松川村認定こども園では、一人ひとりの子どもが持つ可能性を十分に発揮できるように、それぞれの子ども達の成長に応じた総合的な保育を実施しています。

また、園に通っていない子どもやその保護者を対象とした子育て相談や、親子の交流の場を提供し、地域に密着した運営を行います。



3. 教育・保育課程

◆理 念

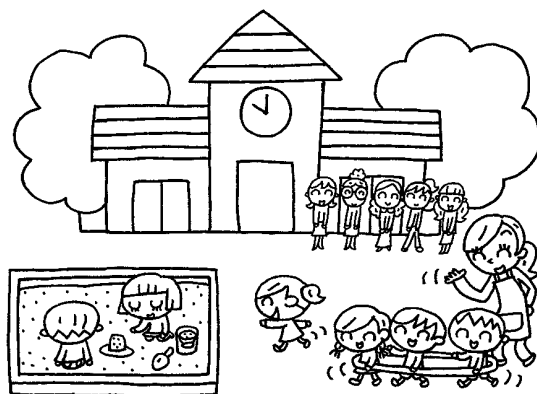
子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される認定こども園を目指す。

◆方 針

たくましく「生きる力」と豊かな心をもつ子どもを育てる。

◆目 標

- 友だちと仲よくあそべる子ども
- 自分で考えて行動できる子ども
- 思いやりのある子ども



入園するにあたって

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の一番大切な時期です。愛情いっぱいの温かい家庭生活に加え、認定こども園での初めての集団生活が始まります。

お子さんが生まれてから入園するまでにご家庭でしっかりと築かれた愛着関係を基に、子ども社会の中で友だちと遊んだり、小さなつまづきや葛藤を経験し、子どもたち一人ひとりの心と体が更に大きく育っていきます。

ご家庭と園とで手を取りあって一緒に大切なお子さんを育てましょう。



1. 生活習慣について

- 食事
 - ・朝食は、必ず済ませてから登園させてください。
 - ・食事は一人で食べられるようにしましょう。
 - ・食事時間の目安は、30～40分間で食べきるようにしましょう。
 - ・少しずつでも偏食をなくす工夫をしましょう。
 - ・箸やスプーンの正しい持ち方を教えましょう。
- 睡眠
 - ・早寝早起きの習慣をつけましょう。（就寝は8時まで）
 - ・就寝直前の食事や、テレビやスマートフォンの視聴は避けましょう。
- 排泄
 - ・排便は登園前に必ず済ませる習慣をつけましょう。
 - ・年齢に合わせて、トイレでの排泄を習慣づけましょう。
- 着衣、着脱
 - ・衣服は、自分で脱ぎ着のできるものにしてください。
 - ・自分でズボン、パンツの上げ下げができるようにしましょう。
- 衛生
 - ・鼻のかみ方、顔の洗いかた、歯の磨き方、手の洗いかた、うがいの仕方などを身につけ、習慣づけましょう。
 - ・爪は短く切ってください。

※自分の身のまわりの事は、少しずつ自分でできるようにしていきましょう。

- ・保育園に持ってくる荷物は、お家の人と一緒に準備してみましょう。
- ・幼児組さんは、登降園の際は、自分のかばんは自分で持ちましょう。

2. 服装について

- 毎日必ず園児服（※）とカラー帽子を着用させ登園させてください。（なお、夏季は、園児服は着用しません。）（※未満児の園児服はありません）
- 冬季は、カラー帽子は園に置いておきます。冬用帽子は指定のものはありません。通園には毛糸帽子を着用してください。
- できるだけ薄着をさせ、活動しやすく汚れてもよい服装で登園させてください。（冬季は床暖房で暖かい為）

*着替えについて

遊びなどで衣服が汚れた場合は着替えをします。汚れ物はそのまま持ち帰りますので、家庭で洗ってください。

翌日は新しい着替えと、汚れ物持ち帰り袋を持たせてください。

着替え用パンツ（下着）の用意がない場合は、衛生面を考え、保育園にある新品を使用します。同サイズを新しく購入していただき、保育園にお返しください。

4月当初は、着替える機会も多くなりますので、多めに用意していただきますようお願いいたします。

3. 言葉について

- あいさつや返事がしっかりとできるようにしましょう。
- 自分の思っていることや困っていることが言えるようにしましょう。
- 3歳未満児は、言葉を覚える大切な時期なので、思いを受け止め、たくさん話しかけましょう。

～ 保護者の皆様へお願い ～

乳幼児期からメディア漬けの生活を続けると、コミュニケーション能力の低下はもとより、心身の発達や言葉の発達にも影響を及ぼすといわれています。スマートフォンやテレビなど安易に長時間視聴させることはやめましょう。

4. 園児の送迎について

- 年間を通じて園児の送迎は、保護者の責任において通園させてください。
- 保護者以外の方が送迎する場合は、事前にお知らせください。なお、小中学生による送迎は禁止です。
- 車で送迎する場合は、必ずチャイルドシート、ジュニアシートを着用してください。
- 自転車で送迎する方は、お子さんにヘルメットの着用をお願いします。
- 道路や駐車場内では必ずお子さんと手をつないでください。
- 村負担により、全村民の方を対象に交通災害共済に加入していますので、万一事故にあった場合は役場住民課（Tel62-3111）へご連絡ください。

5. 給食について



給食は自園給食となっています。

3歳未満児については、主食（ごはん、パン、めんなど）、おかず、おやつを園で用意する完全給食です。年少、年中、年長については、おかずとおやつを園で用意しますが、主食については家庭より持参となっています。

月曜日 …… 食パン、ごはん又は
ふりかけごはん
火～金曜日 …… ごはん持参
土曜保育 …… おかず付きお弁当、
おやつ、水筒持参

年齢ごとの「ごはん」の量の目安

3歳	4歳	5歳	6歳
100g	110g	120g	130g

主食からの栄養は子どもの成長に
欠かせません。

上記を参考に持参ください。

6. 未満児の受入れについて

未満児保育は、両園とも原則として満1歳児から受入れを行います。

村の子育て支援の考え方により、未満児は親との関わりによる愛着形成を行う大切な時期でもあることから、入園及び入園後のご利用に際し、制限をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

ただし、ご家庭の状況により特別な事情がある場合は、満1歳前からの受入れについて教育委員会へご相談ください。

7. 子育て支援について

園では、就園児をはじめ、未就園児のご家庭を対象とした子育て相談窓口を設置しています。相談は、教育指導主事や子育て相談員、保健師、保育士などがお受けいたします。小さなことでも結構ですので、お気軽にお申し出ください。

また、園では未就園児を対象とした一時保育（北保育園）、園庭開放（毎週水曜日：両園）など行っています。

★園庭開放★（南・北保育園）

毎週水曜日の9:30～11:00に未就園児とその保護者を対象に園庭開放を行います。

★一時保育★（北保育園）

月曜日から土曜日までの8:00～17:00お子さんを見られない時にお預かりしています。

※満1歳以上の認定こども園等施設を利用していない未就園児が対象です。

利用料金 3歳以上 150円/時、3歳未満 300円/時
給食 160円/食 おやつ 50円/食



8. 園とご家庭との連絡について

- すべての持ち物（着ている物やティッシュなどの消耗品も含む）にはフルネーム（ひらがな）ではっきりと名前を書いてください。
- おたよりや園からのお願いなどは、通園かばんに入れますので、見落としのないように毎日かばんの中を見てください。
- お休みする場合は、9時までに連絡をお願いします。
- 集金について
集金は、園で定めた集金袋をお渡しします。おつりのないように紙に包んで入れてください。その他の時は、お金を持たせないでください。
- 家を留守にする場合は、必ず連絡先をはっきりしておいてください。園で発熱・発病等した場合は、すぐにご連絡しますので迎えに来てください。
- 住所や勤務先を変更された場合、または保育の必要性の事由が変更になった場合等は、すみやかに連絡してください。
- 子どもさんからの報告は、毎日聞いてあげてください。不審な点や、気がかりな点がありましたら、直接園へ問い合わせてください。
- トラブルや保育の妨げになりますので、園にはおもちゃやシールなど不要なものは持たせないでください。みんなに読んであげられる本は、持たせていただいてもかまいません。

9. 個人情報について

- 個人情報保護法に基づき、園での個人情報は他人に漏らさないようご注意ください。特に SNS に画像をアップする行為など細心の注意をお願いします。

10. 健康、安全管理について

園では健康管理や安全面には十分注意して保育を行なっていますが、万一けが等をした場合には、速やかに保護者の方にご連絡します。医療機関で処置を要する場合は、原則として保護者の方に連れて行っていただくようになります。その際、職員も立ち合わせていただきますのでよろしくお願いします。

また、医療費につきましては、独立法人日本スポーツ振興センターから一定の医療費の給付を受けられることとなっています。

■日々の管理内容

- 登園時の視診、降園時の確認
- 発育測定（毎月1回 胸囲は5月、10月）
- 医師による健康診断（内科・歯科年2回 耳鼻科・眼科年1回）
- 避難訓練（火災、地震、洪水時、不審者侵入、園児引き渡し訓練 年12回
そのうち1回は消防署立会い）
- 歯科衛生士による歯科指導（年1回）



《健康管理について》



【登園する前に】

朝の健康状態が、その日の体調に影響を及ぼすため、登園する前に必ず健康状態を確認しましょう。

(1) 排便について

排便の状態は、健康度を診断する目安となります。毎朝家庭での排便は、精神的な安定を与えますので習慣づけてください。

(2) お子さんの状態が普段と異なった点が感じられましたら、担任まで連絡してください。

(3) 発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹等、体調がすぐれない場合は、登園を控えかかりつけ医など医療機関にご相談ください。

【くすりの依頼について】

園では、お家から持参した薬をお子さんに与えることは原則として行いません。しかし、やむを得ない理由で保護者が与えることができない場合は、保護者と園側で話し合いのうえ、園の担当者が代わって与えます。

この場合は万全を期するため、所定の『くすり連絡票』に必要事項を記入していただき、薬に添付して担任に手渡ししてください。『くすり連絡票』がない場合は、薬を与えることができません。

主治医の診察を受けるときには、お子さんが園に通っていて、園では原則として薬の服用ができないことを伝えてください。

※ くすりを依頼する場合の注意点 ※

◎くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したものに限りです。

◎保護者の個人的な判断で持参したくすりは、園では対応できません。

◎座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用にあたっては、その都度保護者に連絡しますのでご了承ください。

◎初めて使用する座薬については対応できません。

◎必ず、『くすり連絡票』を記入してください。(連絡票は職員室にあります。また、このしおりの巻末のものをコピーして使用していただくか、村ホームページからダウンロードしてご使用ください)

◎使用するくすりは1回ずつに分けて当日分のみとし、必ず保護者が保育士へ渡してください。

◎くすりの袋や容器にお子さんの名前をはっきりと記入してください。

◎薬を服用の場合、集団生活が可能かどうか、医師の許可を得てください。

◎園では37度以上の発熱の場合は保護者と相談します。

お子さんが、次の病気にかった時は休ませてください

認定こども園は学校保健安全法に準じた対応をしています。感染症にかかった時は、園に連絡をしてください。医師の診断を受け、十分な回復を待って登園させてください。園からお渡しする「登園届」を提出してください。
(しおりの巻末にあります)

① <<登園届の必要な感染症>> (保護者が記入)

認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。乳幼児がよくかかる次の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する **登園届** が必要な感染症

感染症名	主要症状	登園のめやす
インフルエンザ	突然の高熱、全身症状（全身倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴う、咽頭痛、鼻汁、咳	発症日を0日として5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発熱・咳・頭痛・倦怠感・下痢・鼻汁・味覚異常・嗅覚異常等無症状のまま経過することもある	発症日を0日として5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
麻疹 (はしか)	高熱・咳・鼻汁・結膜充血・目やに、頬粘膜にジブリック斑(小斑点)、全身に赤みの強い発疹	解熱後3日を経過していること
風疹	発熱・発疹・リンパ節腫脹(特に後頭部)	発疹が消失していること
水痘 (水ぼうそう)	かゆみの強い発疹が体幹から全身に出現、紅斑から丘疹、水疱、かさぶたの順に変化	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱、片側または両側の唾液腺、耳下腺、顎下腺の腫脹と痛み	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	発熱、咳、呼吸困難、チアノーゼ	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	39度前後の発熱、咽頭炎、頭痛、食欲不振、結膜炎(結膜充血)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	流涙、結膜充血、目やに、耳前リンパ節の腫脹と圧痛	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	風邪症状から始まり咳が強くなる、咳は夜間に悪化、熱はない	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること

腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	激しい腹痛、頻回の水様便、さらには血便、発熱は軽度	医師により感染のおそれがないと認められていること *無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されないことが確認されていること
急性出血性結膜炎	急性結膜炎で結膜出血が特徴	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	髄膜炎症状（頭痛、発熱、痙攣、意識障害、髄膜刺激症状、乳児では大泉門膨隆）	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、しばしば嘔吐を伴う、ときにかゆみのある発しん、リウマチ熱・腎炎を合併することがある	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などの風邪症状がゆっくりと進行し、特に咳は徐々に激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	水疱性の発しんが口腔粘膜や手足の表裏、膝などに出現、口内炎、発熱は軽度	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	軽い風邪症状の後、網目状の紅斑（顔面や両頬、手足）が出現	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	悪心、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱などの胃腸炎症状をきたす	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	突然の高熱、咽頭痛、口の中に水疱しんや潰瘍ができる	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難特に乳幼児が肺炎になりやすい	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	小水疱が神経にそって片側に出現、神経痛、刺激感がある	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	高熱が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出る	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

② 《注意を要する感染症》

その他にも次のように集団生活の中で注意していただきたい感染症があります。

感染症名	主要症状	登園のめやす
伝染性膿疱（とびひ）	湿しんや虫刺され痕を搔爬した部分に細菌感染をおこし、びらんや水疱病変を形成、かゆみを伴い膿疱が次々に広がる	治療を開始し、皮しんが乾燥しているか湿潤部位がガーゼで被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫（水いぼ）	手足や体幹の皮膚に、表面が滑らかで中心に窪みのあるいぼが数個から数十個できる	治療し摘除するか、掻き壊さないように気をつけ、傷から浸出液が出ているときはガーゼで被覆する

③ 《その他》

- ・小児ぜんそく・ひきつけ・関節のはずれやすい子・アレルギー・アトピー・常時薬を服用、薬品に負けやすいなど、保育する上で注意しなければならない事がありましたら、必ずお知らせください。
- ・発熱・下痢・咳のひどい時は、完治するまで休ませてください。
- ・食物アレルギーのあるお子さんは、医師の診断書を提出してください。

松川村認定こども園の園医 (令和5年10月1日現在)

園 医	内 科	(北保育園) みどりクリニック 張 淑美 (南保育園) 近藤医院 近藤知雄
	耳鼻科	平林耳鼻咽喉科医院 平林 源
	眼 科	千葉眼科 千葉玲奈
	歯 科	(北保育園) いとう歯科 伊藤正明 (南保育園) 岡江歯科 岡江 昇



《独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について》

園児の不慮の災害（負傷、疾病等）に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付は、認定こども園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

なお、共済掛金については、全額村で負担いたしますので保護者の負担はありません。認定こども園の管理下（保育中、認定こども園の行事に参加している時、通常の経路及び方法により通園している時など）において園児が災害に遭い受診された際は、医療機関では医療費総額の3割をお支払いください。後日、お支払いした額（治療費）と医療費総額の1割（見舞金）が給付となります。

注意事項等

- ・「福祉医療受給者証」を医療機関へ提示しますと医療機関ごと500円のお支払いとなりますが、園管理下の災害においては「災害共済給付制度」が優先です。誤った際は手続きが必要となります。
- ・初診から治療が終わるまでにかかった保険診療の医療費総額（診察と調剤合算）が5,000円（500点）に満たない（3割負担の保険診療で1,500円未満）の場合は対象外です。この場合は、福祉医療制度を利用してください。後日、対象外であることがわかった場合は、福祉医療費を後から受給できます。手続きの際は、住民課保険医療係へ領収証・印鑑を持参してください。
- ・交通事故など他人の行為によりけが等をした場合は給付対象にはなりません。
- ・災害に遭われた場合は速やかに認定こども園へご報告ください。具体的な手続き方法等については、各園の保育士、または 松川村教育委員会子育て応援課までお問い合わせください。



11. 入園までに準備するもの

ご家庭で用意していただくもの

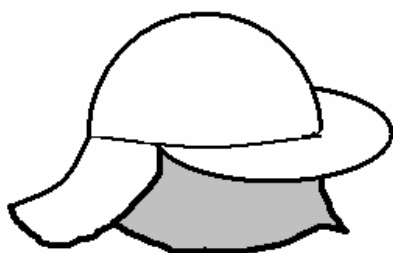
**** すべての持ち物にひらがな・フルネームで記名してください ****

全園児に必要なもの

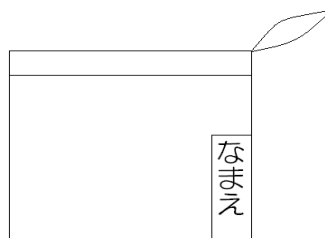
P.16「購入について」のページも参考にしてください

コップ、歯ブラシ、コップ袋

カラー帽子



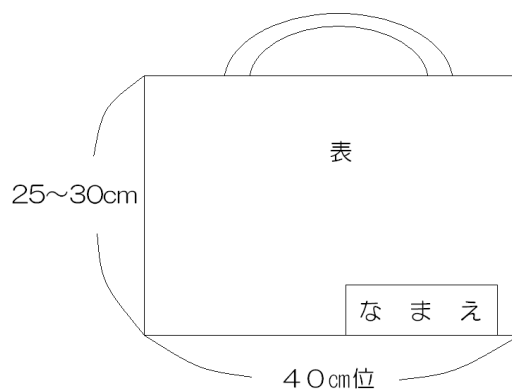
クラスによって色は異なります
入園式後に購入してください



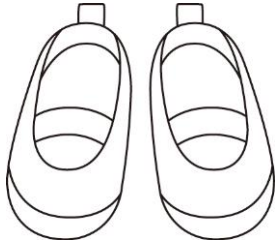
- ※ 歯ブラシは、子ども用のすべらない材質を選び、毛の部分が広がったら交換
- ※ 歯ブラシのキャップは不要
- ※ 袋の口は、コップと歯ブラシが出し入れしやすいように広く

手さげ袋

かばんに入らないものを入れて持ち帰り
翌日は必ず園に持ってきてください
(通常は園においておきます)



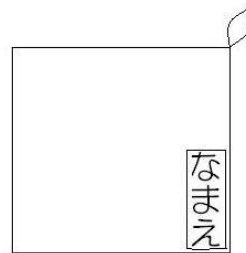
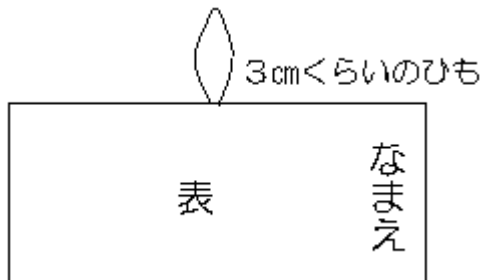
くつ・くつ袋



くつ袋は、1足入るものなら何でも可
*園内用の上靴・・・白の運動靴

※登園は運動靴（サンダルは禁止）

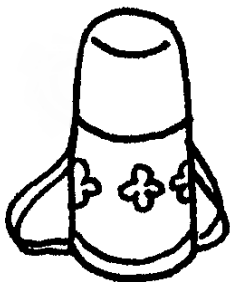
手ふき用タオル



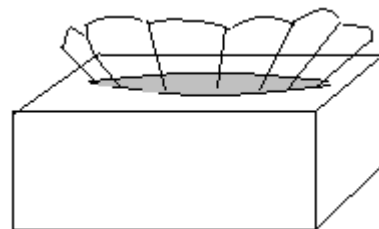
※フックにかけられるように3～5cmのひもをつけてください
フェイスタオルまたはハンドタオル

水筒

※散歩に使用します（4月～）
自分で開け閉めできるもの

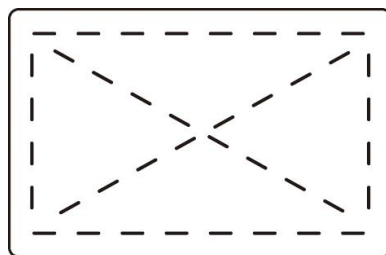


箱ティッシュ



2箱
クラスで共同で使います
記名は不要です

ぞうきん



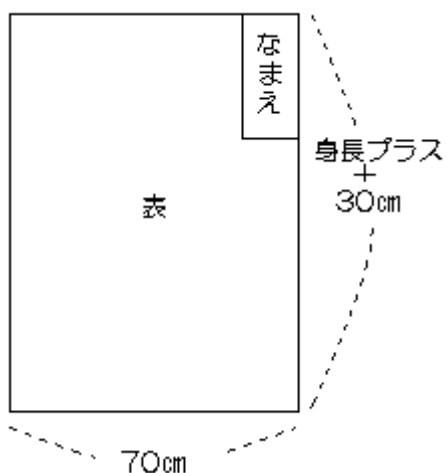
3枚

記名は不要です

お昼寝布団



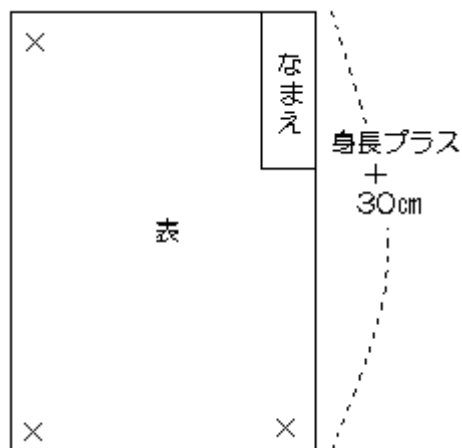
敷布団



※綿は薄くしてください

夏はバスタオル

掛布団

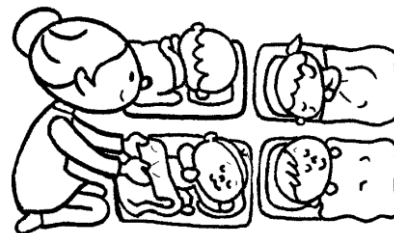


※布団がカバーの中でずれる場合は四隅をとめてください。

※一年間通して午睡があります。

布団カバー

- * 敷布団・掛布団ともにカバーをかけてください。
- * 袋式ですっぽりかぶせるようにしてください。
- * ひも付きでなく、チャック又は、マジックテープ付きのカバーにしてください。
- * 名まえをはっきり大きく右上に書いてください。



3歳以上児に必要なもの

P.16「購入について」のページも参考にしてください

通園かばん



自由です。

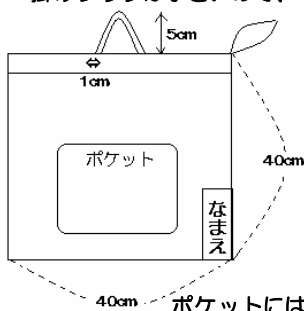
園児服



園指定のもの（水色）
左胸に名前ワッペン
をつける（ワッペンは
園より配布します）

着替え袋

掛けフックが小さいので、やわらかめのひもで幅は1cm位に



袋の中に入れる目安

- シャツ（下着）・・・2枚
- パンツ（下着）・・・2枚
- 靴下・・・2足
- Tシャツ・・・2枚
- ズボン・・・2枚
- 汚れたものを入れる袋・・・5枚
（スーパーの袋か水がもれない
ビニール袋など）

ポケットには持ち帰り用の袋を入れておいてください。

給食用スモック



形は統一、色は自由、
手作りでもよいです。
既成のものはお店で
購入できます。
（長袖、後ろでしぼるタイ
プ、エプロンは×）

お弁当

自分で開け閉めのできるもの



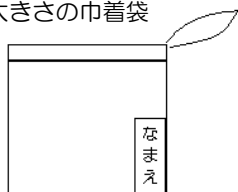
留ゴムは留具のついた弁当箱に
は不要

* 冬場は保温庫に入れますので耐熱温
度が70~80℃以上のもの

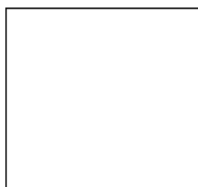
お弁当袋

※お弁当を包むもの
（年齢により違います）

3歳 お弁当が入る
大きさの巾着袋



4歳・5歳 布のナフキン
そのまま



年少…フォーク 年中長…おはし

持ち手の太さ



指先の動きが未熟なお子さん
にとって、持ち手が平ら
なものより、**厚みがあるも
のの方が持ちやすい**です。
（スプーン・フォーク・はしの
三点セットはやめてください）

My-Hashi ☆はしのえらび方（お子さんと一緒に選びましょう）

自分にぴったりのはしを持つよう!

《選ぶポイント》

- お子さんの手に合った長さ、太さのもの
- 手になじむ材質、形、軽いもの
- はしの先が滑りにくく、細かすぎないもの

※補助箸はやめてください

はしは、長すぎても短すぎても使いにくいものです。自分の手に合ったはしを使いましょう。

3歳未満児に必要なもの

(一日の目安)

区分	物品	0歳児	1歳児		2歳児	備 考	
			おむつ 使用	自立 準備			
昼寝用品	昼寝布団	3歳以上児と同じものを使用					
食事用品	エプロン	3	3	3	3	<p>1,2歳児は、お子さんに合った大きさのタオルを首にゴムでかけられるようにしてください</p>  <p>フェイスタオルを半分に切ってゴムを通したもの</p>	
	おしぼり	3	3	3	—		
衣 類	おむつ	7枚	7枚	7枚	必要な方	1枚ずつ記名をして持たせてください。	
	お尻ふき	1袋	1袋	1袋	必要な方	1袋を園においておく(ケース付)	
	パンツ	—	—	5	3	*2歳児でおむつが必要なお子さんは担任にお知らせください	
	シャツ	3	3	3	2		
	上 着	3	3	3	2		
	ズボン	3	3	5	2		
	くつした	2	2	2	2		
	手ふき用タオル	1	1	1	1		
	よだれかけ	3	—	—	—		よだれかけが必要なお子さん
	汚れた物を入れる袋	3	3	3	3		スーパーの袋・ビニール製の袋
その他	水 筒	1	1	1	1		お茶か湯冷まし

毎日の持ち物 (3歳未満児)

- かばん
- 出席ノート (2歳児)、連絡ノート (0,1歳児) …入園後に配布します。
- エプロン
- 手ふき用タオル
- おしぼり (0,1歳児のみ)
- 水筒
- 汚れた物を入れる袋



12. 園児服、カラー帽子(上履き、給食用スモック)の購入について

(金額は令和5年9月現在。今後、変更となる場合があります)

【全員にご購入していただくもの】

園児服 (水色の襟付き) 3,200 円



*未満児は不要です。

*名前ワッペンは左胸につけてください。(入園式に配布します)

2枚目のワッペンを希望の方は担任までお申出ください(1枚:40円)

*村内の衣料品店(下記の取扱店)では取り扱っていません。

ツーウェイUVカラー帽子 1,097 円



*カラー帽子については、クラスによって色が異なりますので、

入園式の日クラスが決まってから購入していただきます。

*村内の衣料品店(下記の取扱店)で購入していただきます。

【購入は自由のもの】

※ 村内の衣料品店(下記の取扱店)にも用意してあります。



上履き 1,759 円

2,255 円(甲ベルト付)

*白のもの。通気性が良く履き心地がよいものが下記の取扱店にありますので、

お求めいただいても結構です。

サンダル 2,035 円

*夏期に使用します。購入の時期など詳細等はお便りでご案内いたします。

給食用スモック 1,568 円

*形は統一しますが、色は自由です。手作りでも結構です。

既成のものはピンクとブルーがお店にあります。

洗濯で持ち帰りますので、2枚あった方が良いでしょう。



取扱店等	良い子の店	(Tel62-2335)
	イチモト	(Tel62-7343)
	保育園	(園児服のみ)

利用時間・保育料など

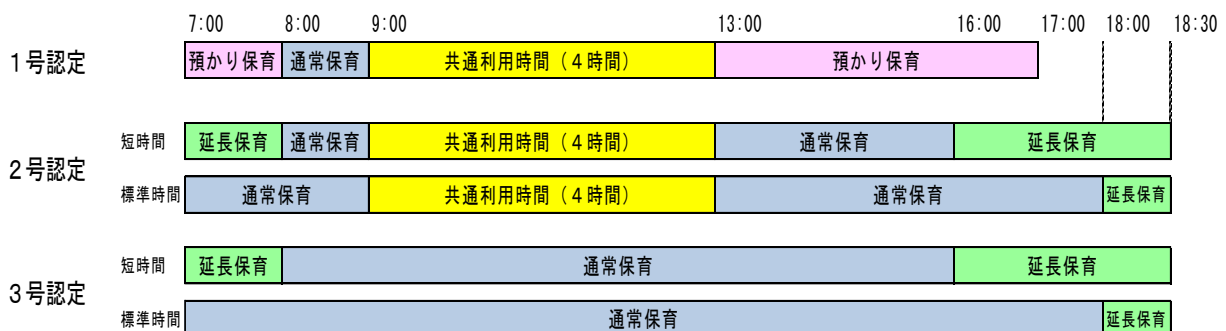
1. 利用期間及び時間について

区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2・3号認定 (保育認定)	
		短時間	標準(長)時間
保育日	月～金曜日	月～土曜日(※土曜日は希望登園)	
開園時間	7:00～18:30	〔月～金〕7:00～18:30 〔土〕8:00～17:00	
通常保育時間	8:00～13:00	8:00～16:00	7:00～18:00
預かり保育時間	7:00～8:00 13:00～17:00	—	—
延長保育時間	—	7:00～8:00 16:00～18:30 16:00～17:00(土曜日)	18:00～18:30
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他教育委員会が臨時に定めた日		
休業・希望保育	○長期休業 ・夏季(8月上旬～中旬) ・年始(1月上旬) ・年度末(3月下旬)	○土曜保育 ・毎週土曜日(祝日、年末年始を除く) ○希望保育 ・夏季(8月上旬～中旬) ・年始(1月上旬) ・年度末(3月下旬)	

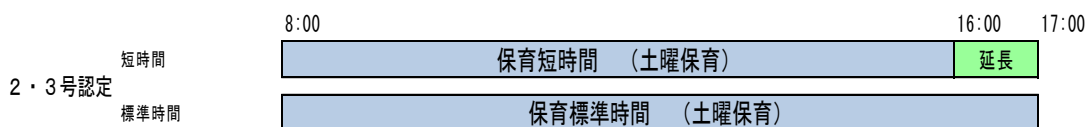
*1号、2号、3号及び保育短時間、保育標準(長)時間の認定区分につきましては、「松川村認定こども園入園ガイド」をご覧ください。

*年少以上となる1号認定と2号認定は、利用時間が異なりますが、同じクラスでの保育となります。

●平日の最大利用時間



●土曜日の最大利用時間



《 4月の保育時間 》

4月当初は、長い保育時間になりますとお子さんにとって大きな負担となりますので、慣らし保育とし、以下のとおり降園時間の変更となりますのでお願いいたします。
(※途中入園の場合も同様です)

月 日	園児・認定区分	通常保育	延長保育
4月2日(火)	全 児	入園式	
4月3日(水)、4日(木)	新入園児	11:00 降園	7:00~18:30
	継続児(1号認定)	13:00 降園	
	// (2・3号認定)	16:00 降園	
4月5日(金)、8日(月)、 9日(火)、10日(水)	新入園児	12:30 降園	継続児 4月 3日(水)より 新入園児
	継続児(1号認定)	13:00 降園	
	// (2・3号認定)	16:00 降園	
4月11日(木)以降	1号認定の園児	13:00 降園	4月11日(木)より
	2・3号認定の園児	16:00 降園	
土曜保育日 4月6日、 13日、20日、27日	2・3号認定の園児	16:00 降園 (場所 北保育園)	土曜日の朝は無し 夕方は17:00まで

※1号認定のお子さんの、土曜保育はありません。

※新入園のお子さんは、年齢に関わらず、全員慣らし保育を行います。

※継続利用のお子さんは、慣らし保育はありません。

《 家庭訪問実施について 》

ご家庭の様子をうかがいたく、各ご家庭への家庭訪問を実施いたします。

(年長)4月 8日(月)、9日(火)、10日(水)、11日(木) 13:00~

(年中)4月 22日(月)、23日(火)、24日(水) 13:00~

(年少)4月 15日(月)、16日(火)、17日(水) 13:00~

(未満)4月 3日(水)、4日(木)、5日(金) 13:00~

※詳細スケジュールにつきましては、お知らせでご案内します。

※対象のお子さんは、12:30 降園です。

※行事等により日程変更となる場合があります。

2. 保育料について



(1) 保育料の決定について

保育料は、国の制度により満3歳になったあとの4月1日から小学校入学前までの3年間および0歳から2歳までの非課税世帯を対象に無償となりました。

3歳未満児の保育料や延長保育料の減免等は、基本的にご両親(保護者)の所得によって決定されます。ただし、保護者以外の同居家族(祖父母)が園児や保護者を扶養している場合には、その方も算定の対象となる場合があります。

なお、算定は下表のとおり市町村民税をもとに行います。

令和6年度 保育料												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和5年度 市町村民税					令和6年度 市町村民税							

※保育料の切り替え時期は9月です。4月に遡っての精算は行いません。

■保育料基準額表 1

〔単位：円〕

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定 (短・長時間)	3号認定	
					短時間	長時間
1階層	生活保護世帯	○	生活保護世帯又は里親	○	○	○
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)又は養育里親等	○	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3階層	所得割課税額 77,100円以下	○	所得割課税額 48,600円未満	○	6,000	8,500
4階層	所得割課税額 211,200円以下	○	所得割課税額 97,000円未満	○	15,000	17,500
5階層	所得割課税額 211,201円以上	○	所得割課税額 169,000円未満	○	23,500	26,000
6階層			所得割課税額 301,000円未満	○	39,500	42,000
7階層			所得割課税額 397,000円未満	○	53,500	56,000
8階層			所得割課税額 397,000円以上	○	64,500	67,000

■保育料基準額表 2 (ひとり親、在宅障がい者(児)世帯)

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定 (短・長時間)	3号認定	
					短時間	長時間
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)又は養育里親等	○	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3階層	所得割課税額 77,100円以下	○	所得割課税額 48,600円未満	○	2,500	3,750
4階層	—	—	所得割課税額 77,101円未満	○	7,500	8,750

※4階層以上(保育認定の所得割課税額77,101円未満を除く)は、保育料基準額表1と同じ。

●この表における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を控除する前の額となります。

●認定区分について、3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日から2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。

(2) 保育料の軽減について

■保育料基準額表 1 に該当する世帯

*多子世帯の軽減

保護者と生計同一の兄弟がいる場合 第2子半額、第3子以降0円

■保育料基準額表 2 (ひとり親、在宅障がい者(児)世帯) に該当する世帯

*多子世帯の軽減

保護者と生計同一の兄弟がいる場合 第2子以降0円

*延長保育料等の軽減

基準額表2で2階層となる場合、延長保育料、預かり保育料も無料となります。

(3) 保育料の納入方法について

保育料の納付は、口座振替にて月末に振替いたします。

なお、指定金融機関は、大北農協、八十二銀行、松本信用金庫、ゆうちょ銀行となっています。(お子さんが2人以上入園する場合は、同じ口座の指定をお願いします。)

(4) 督促手数料について

保育料の納期限が過ぎても未納の場合は、督促状を発行します。(手数料が発生します。)また、督促状発行後も納付されない場合は、村税滞納処分の例により処分されることがあります。

3. その他の保育サービスについて



(1) 預かり保育 (1号認定：在園児)

教育標準時間以外の時間において、預かり保育がご利用できます。

区 分		利用時間	料金
教育標準時間	定期 (午後)	13:00~16:00	5,000 円/月
	臨時	7:00~ 8:00	300 円/回
		13:00~16:00	400 円/回
		16:00~17:00	300 円/回

(土曜日の利用はできません)

〔申請方法〕

定期利用…利用希望月の前月までに申請書を園へ提出してください。

臨時利用…利用希望日までに申請書を園まで提出してください。

〔お支払方法〕

定期利用は、月末に口座振替となります。臨時利用は毎月 15 日までの分をその月の月末に振替し、16 日以降の分は翌月の月末振替となります。

(2) 延長保育 (2・3号認定：在園児)

通常保育 (短時間・標準(長)時間) 以外の時間において、勤務の状況やご家庭の状況に応じ、延長保育がご利用できます。

区 分		利用時間	料金
保育短時間	定期 (朝)	7:00~ 8:00	1,000 円/月
	定期 (夕)	16:00~18:00	2,000 円/月
	臨時	7:00~ 8:00	300 円/回
		16:00~18:00	
		18:00~18:30	
土曜日	16:00~17:00	300 円/回	
保育標準時間 (長時間)	定期 (夕)	18:00~18:30	500 円/月
	臨時	18:00~18:30	300 円/回

〔申請方法〕

臨時利用…利用希望日までに申請書を園まで提出してください。

定期利用…利用希望月の前月までに申請書を園まで提出してください。

〔お支払方法〕

定期利用は、保育料と同様に月末に口座振替します。臨時利用は、毎月 15 日までの分をその月の月末に振替し、16 日以降の分は翌月の月末振替となります。

※延長保育料は、月額で 3,000 円が上限額となります。



(3) 土曜保育（2・3号認定：在園児）

保育認定のお子さんは、土曜日が勤務日等の理由により、土曜保育を利用することができます。園児を把握し、職員体制を整える必要がございますので、希望される方は、事前に申込書の提出をお願いします。

- ・場 所 … 北保育園1ヶ所のみ
- ・保育日時 … 毎週土曜日（園行事等により休園になる場合があります）
 - 保育短時間 8：00～16：00
 - ※短時間認定の場合は16：00～17：00は延長保育となり、別途延長保育の申込み及び利用料が必要となります。
 - 保育標準（長）時間 8：00～17：00
- ・料 金 … 保育料に含まれています。
- ・服 装 … 帽子、園児服着用（夏場は不要）、運動のできる靴
- ・持 ち 物 … おかず付お弁当、おやつ、水筒、布団一式、タオル、給食用スモック、コップ、歯ブラシ、着替え、上靴
- ・申込方法 … 利用申込書、勤務証明書を利用希望日の前月20日までに、各園に提出してください。

◆◆ お願い ◆◆

村の子育て支援の考え方により、保護者の方がご家庭にいるときは、なるべくご家庭において親子での対話や触れ合いを大切にさせていただきたいことから、必要最小限のご利用をお願いします。






(4) 病児・病後児保育（在園児・未就園児）

お子さんが病気または病気の回復期の際、通園場所での集団保育や保護者の就労等により家庭での保育が困難となる場合に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

- 〔場 所〕 … 病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム（市立大町総合病院内）
- 〔利用日時〕 … 月曜日～金曜日 8：00～18：00（土日祝日、年末年始は休業）
- 〔対象児童〕 … 保護者またはお子さんが大北圏域に住所・勤め先・保育園等の通園先がある満1歳から就学前までのお子さんで、病状の急変は認められないが、通園場所での集団保育・家庭での保育が困難であるお子さん。
- 〔料 金〕 … ①保護者またはお子さんの住所が大北圏域にあり、かつ、お子さんが認定子ども園等に通園している場合 = 無料
②その他の場合 = 1時間あたり300円
- 〔申込方法〕 … 事前に登録申請書を子育て応援課子育て応援係（松川村子ども未来センター内）まで提出してください。
- 〔利用方法〕 … 利用希望日の前日17時までに保育室へ直接連絡し、予約してください。利用にあたっては、医療機関を受診し、医師の「情報提供書」などが必要となります。

伝染性疾患の急性期の場合などお子さんの症状や、利用当日の予約状況により保育室の利用ができない場合があります。

4. 認定こども園の一日

0・1・2歳児		3・4・5歳児			
短時間保育	長時間保育	教育標準時間	短時間保育	長時間保育	
7:00 (延長保育)	順次登園 視診	(預かり保育)	(延長保育)	順次登園 視診	7:00
8:30 順次登園 視診	あそび	順次登園 視診	順次登園 視診	あそび	8:30
9:00 遊び おやつ 好きな遊び、散歩 保育士や友だちと遊ぶ 手洗い、排泄		・グループ、学級全体などで取り組む活動 ・自発的な遊び 			9:00
11:30 給食 歯みがき		給食(準備、片付け) 歯みがき			11:30
午睡		降園 (預かり保育) 13:00~16:00	午睡		13:00
目覚めた順に起床、排泄					
15:00 おやつ 好きな遊び		おやつ	おやつ お帰りの会		15:00
降園		降園	降園		
16:00 (延長保育)	順次降園 遊び	(預かり保育) 16:00~17:00 降園	(延長保育)	順次降園 遊び	16:00
18:00 閉園	(延長保育) 閉園	閉園	(延長保育) 閉園	(延長保育) 閉園	17:00 18:00
18:30					18:30



くすりの連絡票

■ くすりの投与について

園では、お家から持参した薬をお子さんに与えることは原則行いません。しかし、やむを得ない理由で保護者が与えることができない場合は、保護者と園側で話し合いのうえ、園の担当者が代わって与えます。

この場合は万全を期するため、所定の『くすり連絡票』に必要事項を記入していただき、薬に添付して担任に手渡ししてください。『くすりの連絡票』がない場合は、薬を与えることはできません。

※主治医の診察を受けるときは、お子さんが園に通っていて園では原則として薬の服用ができないことを伝えてください。

■ くすりの投与を依頼する場合の注意点

- 1 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、又は、その医師によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は、園では対応できません。
- 2 座薬を使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。使用にあたっては、その都度保護者に連絡しますのでご了承ください。なお、初めて使用する座薬については対応できません。
- 3 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における薬の投与や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または囑託医の指示に従うとともに保護者との連携が必要となりますので、ご協力をお願いします。
- 4 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみとし、必ず保護者が保育士へ手渡ししてください。
- 5 薬の袋や容器にお子さんの氏名をはっきりと記入してください。
- 6 薬を服用する場合、集団生活が可能かどうか、医師の許可を得てください。
- 7 園では37度以上の発熱の場合は保護者と相談します。

キ リ ト リ

くすりの連絡票（保護者記入）

年 月 日

依頼者：	保護者氏名：	電話：
	園児名：	(男・女) 才
主治医：	(病院・医院)	電話： FAX：
病名(または症状)		
① 使用する日時	年 月 日	【給食前・給食後・その他具体的に()】
② 持参したくすりは	年 月 日	に処方された 日分のうちの本日分【飲み薬 包・塗り薬 回分】
③ くすりの内容	抗生物質 ・ 解熱剤 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ かぜ薬 ・ 外用薬 ()	
④ くすりの剤型 (該当するものに○)	粉薬 ・ 液体(シロップ) ・ 外用薬(塗り薬など) ・ その他 ()	
⑤ 外用薬などの使用方法		
⑥ その他の注意事項		
保育園記載	投与者サイン 実施状況など	投与時間： 月 日 (午前・午後) 時 分

<登園届（保護者記入）>

登 園 届

認定こども園 松川保育園長 様

園児氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

病名 該当疾患に✓をお願いします

	インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症
	麻疹（はしか）
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（リンゴ病）
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RS ウイルス感染症
	带状疱疹しん
	突発性発しん

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）

において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

*保護者の皆さまへ

認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

○ 登園届を記入することが必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症日を 0 日目として 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症日を 0 日目として 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		医師により感染のおそれがないと認められていること *無症状病原体保有者の場合、2 回以上連続で便から菌が検出されないことが確認されていること
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと